

プレスセミナー報告 2013年12月4日 開催

テーマ「一票の較差をめぐる最高裁大法廷判決の問題点と今後の展開」

報告者 山口 邦明 会員
三竿 径彦 会員

第2回プレスセミナーは、2013年11月20日に衆議院議員選挙の議員定数は正訴訟の最高裁大法廷判決が出されたことを受けて、同訴訟を提起した弁護士グループの1つから、山口邦明会員、三竿径彦会員を講師に迎えて行われた。マスコミからは、新聞社・放送局5社から論説委員1名、記者5名が出席した。

初めに、山口会員から、なぜ一票の較差が問題なのかについて、歴史的経緯、国際法的比較を踏まえて、理論的な問題点を中心に詳細な解説がなされた。特に、「地域への配分」（都道府県への配分）と「地域内の区割り」（都道府県内の区割り）は別問題であることが強調された。「地域への配分」については、平成24年改正法（0増5減）によっても、例えば、神奈川県は大阪府よりも人口が多いのに、大阪府の方が神奈川県よりも議員数が多いという“逆転現象”が残っていることなどが指摘された。「地域内の区割り」についても、平成25年改正法の1.998の較差では、アメリカ、イタリア、フランスなどの諸外国と比較して不十分であることが指摘された。

次いで、三竿会員から、先日の最高裁大法廷判決では、「地域への配分」の問題と「地域内の区割り」の問題の区別が曖昧なまま、後者について1対2以内なら合憲という較差論を採用する点が問題であるとの指摘がなされた。例えば、全国人口（128,057,352名）を衆議院議員定数（295名）で割った基準人数（434,092名）を算出し、東京都の人口（13,159,388名）を基準人数で割ると、

30名の議員数の配分が必要となるにもかかわらず、平成24年改正法では25名の議員しか配分されていない。現状では10の都道府県で人口にふさわしい議員定数が配分されておらず、逆に18の県で人口以上の議員定数が配分されている。これは、現状の議員定数配分がいかに人口比例配分原則から乖離しているかを示しているが、いわゆる「較差論」はこの重大な問題から国民の目をそらす。裁判所は現在の議員定数配分が人口比例配分原則からかけ離れたものになっていることを正面から指摘し、それがゆえに現行の配分法は憲法に違反すると断じろべきであると指摘された。また、選挙無効判決がなかなか出ない現状を踏まえて、差止訴訟を提起する取組みを検討していることなどが紹介された。

質疑応答では、選挙を差し止めても違憲な選挙のもとで選ばれた現在の議員たちが残ってしまうことをどう考えるのかとの質問が出された。これに対し、三竿会員から、違憲な配分を是正する役割は現在の議員に負わせるべきとの考えが示された。

また、衆議院議員定数は正訴訟の最高裁大法廷判決が、年末（2013年）に予定されている参議院議員定数は正訴訟の各高裁・高裁支部の判決に与える影響について質問が出された。これに対し、山口会員から、参議院の議員定数は正訴訟では国側が追加書面を提出して審理を延ばしたために各高裁・高裁支部の判決時期が最高裁大法廷判決の後になったことなどが紹介されて、その影響を懸念する考えが示された。

（広報室嘱託 伊藤 敬史）